



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

本文へ

English • Other Languages

文字サイズ 標準 拡大

出入  
国在  
留管  
理庁

公表  
情報

各種  
手続

在留  
支援

相談  
窓  
口・  
情報

関係  
法令

入管  
政  
策・  
統計

調  
達・  
採用  
情報

[トップページ](#)

[各種手続](#)

[在留資格から探す](#)

[在留資格一覧表](#)

## 在留資格一覧表

### 入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格）

#### 一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間

ページトップ

	する家族の構成員としての活動		
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員，国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年，3年，1年，3月，30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年，3年，1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家，画家，著述家等	5年，3年，1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年，3年，1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者，カメラマン	5年，3年，1年又は3月



て、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	
	ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	
2号1号に掲げる活動を行った者であつて、その在留	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動	無期限
	ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する	

が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動

知識又は技術を要する業務に従事する活動

ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）

経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年，3年，1年，6月，4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士，公認会計士等	5年，3年，1年又は3月
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師，歯科医師，看護師	5年，3年，1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年，3年，1年又は3月
教育	本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専	中学校・高等学校等の語学教師等	5年，3年，1年又は3月

ページトップ

	<p>修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動</p>		
<p>技術・人文知識・国際業務</p>	<p>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授，芸術，報道の項に掲げる活動，この表の経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，企業内転勤，介護，興行の項に掲げる活動を除く。）</p>	<p>機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等</p>	<p>5年，3年，1年又は3月</p>
<p>企業内転勤</p>	<p>本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動</p>	<p>外国の事業所からの転勤者</p>	<p>5年，3年，1年又は3月</p> <p style="text-align: right;">ページトップ</p>

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年, 3年, 1年又は3月
興行	演劇, 演芸, 演奏, スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)		俳優, 歌手, ダンサー, プロスポーツ選手等	3年, 1年, 6月, 3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師, スポーツ指導者, 航空機の操縦者, 貴金属等の加工職人等	5年, 3年, 1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年, 6月又は4月

ページトップ

	<p>難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。) であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</p>		
2号	<p>法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動</p>	<p>特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人</p>	<p>3年, 1年又は6月</p>

技能実習	1号	イ 技能実習 法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習 法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習 法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づ		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
				ページトップ

		<p>いて技能等を要する業務に従事する活動</p>	
		<p>ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p>	
	3号	<p>イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p>	<p>法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）</p>
		<p>ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を</p>	

		要する業務に 従事する活動	
--	--	------------------	--

### 三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

### 四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

				ページトップ
在留資格	本邦において行うこと	該当例	在留期間	

	ができる活動		
留学	本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学，短期大学，高等専門学校，高等学校，中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号，この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年，6月又は3月
家族滞在	一の表の教授，芸術，宗教，報道，二の表の高度専門職，経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，技術・人文知識・国際業務，企業内転勤，介護，興行，技能，特定	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）  ページトップ

	技能2号, 三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		
--	--	--	--

## 五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年, 3年, 1年, 6月, 3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

## 入管法別表第二の上欄の在留資格 (居住資格)

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは	日本人の配偶者・子・	5年, 3年, ...

ページトップ

	は特別養子又は日本人の子として出生した者	特別養子	6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

## 出入国在留管理庁紹介

出入国在留管理庁の概要

地方出入国在留管理官署

庁舎の移転・整理統合

情報発信

日本に入国された外国人のみなさまへ～新規入国者向けガイドンスページ～

## 相談窓口・情報受付

外国人在留総合インフォメーションセンター等

ワンストップ型相談

## 公表情報

プレスリリース

更新情報

各種公表資料

その他の公表情報

## 関係法令

関係法令

国会提出法案

最近の入管法改正

## 各種手続

手続の種類から探す  
在留資格から探す

Q&A

情報公開

個人情報保護

公文書管理

## 入管政策・統計

入管政策・白書

特定技能制度

外国人との共生施策  
統計

## 在留支援

外国人生活支援ポータルサイト

外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

## 調達・採用情報

調達情報

採用案内

ページトップ

センター

パブリックコメント

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）における相談

外国人との共生施策に係る御意見・御要望（御意見箱）

パブリック・コメント

入管法違反者に関する情報提供

職員等の違法又は不適正と思われる行為に関する情報提供

セクハラ事案についての通報・相談

公益通報



## 出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館  
Tel03-3580-4111（法務省代表）  
（法人番号：7000012030004）

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[出入（帰）国記録に係る開示請求について](#)



## 外国人在留支援センター（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階  
Tel0570-011000（代表）

※出入（帰）国記録、外国人登録原票等の開示請求についてのお問合せはこちら  
情報システム管理室出入国情報開示係 TEL03-5363-3005

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

[ページトップ](#)